

河川区域内における権原の適正化が実現 ～錯誤により失われた国有地を取り戻す～

福島 琢也

近畿地方整備局 総務部 人事課 (〒540-8586大阪府大阪市中央区大手前1-5-44)

(旧 猪名川河川事務所 占用調整課)

淀川水系猪名川左岸2.6k～3.2kの範囲の河川区域内にて、新たにA市の土地が存在していることが近年判明した。旧来の民有地を除き、河川区域内の土地は河川管理者が権限を持つ必要があるため、A市から国への敷地返還を目指し、敷地管理の適正化を行ったものである。本論文は猪名川河川事務所が管理する河川区域内に存在する国管理外の土地について、その問題点及び敷地管理の適正化について述べる。

キーワード 河川区域、権原、錯誤

1. 概要

A市が、淀川水系猪名川 2.8k-35m 地点に架かる利倉橋の架け替えを計画しており、そのための河川占用協議を進める中で、利倉橋左岸の河川区域内の敷地の一部が、2005年に建設省からA市に譲与されている事実が判明した。さらに利倉橋左岸上下流の河川区域線付近の敷地(以下、「本件敷地」という。)の権原を調べてみると、譲与は猪名川左岸 2.6k から 3.2k+50m までの範囲に及んでいた。

A市が、本件敷地の譲与がおこなわれた経緯について調べたところ、現況が市道(市道横の水路を含む)の敷地は『道路法第90条第2項』により、現況が水路の敷地は『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』により、2005年に建設省からA市へ譲与手続きをおこなっていることが判明した。A市が譲与手続きをおこなっていかなく、河川管理者への協議がおこなわれていた形跡がなく、A市の判断のみで河川区域内の敷地の権原を建設省からA市へ移したものである。

河川区域内の敷地が河川管理者からA市へ譲与されるのは適正とは言えず、国が関与しない中で行われた本件敷地の譲与について、いかなる方法で権原等の整理を行うべきかについて検討した。

2. 猪名川の河川改修

本件敷地付近の猪名川は、もともとS字状に大きく屈曲していたが、戸ノ内捷水路工事及び利倉捷水路工事により直線に付け替えられている。本件敷地は、利倉捷水路工事の際に当事務所が用地買収したものであり、まず

は猪名川の河川改修と本件敷地の用地買収の経緯について述べる。



図-1 航空写真(利倉捷水路付近を下流側から撮影)

猪名川の改修は、1938年7月の阪神大水害による猪名川流域の被害を受け、1940年4月13日付け内務省告示により、猪名川で初めて一定計画のもとに国直轄で改修工事をおこなうこととなり、猪名川河川事務所の前身である猪名川改修事務所が設置された。このときの改修計画は、ダム築造による洪水調節と、支川藻川を幹線とする河道改修工事であったが、第二次世界大戦による財政難と資材・労力の不足とがあいまって、ダム建設工事の準備工と最明寺川の改修に着手しただけで工事はほとんど実施することができなかった。

戦後になって、改修計画が見直され、ダムによる洪水調節計画を中止して、猪名川および支川藻川(本件敷地

の約 2.2km 上流で猪名川から分派し、本件敷地の約 2km 下流で合流)の河道改修方式に改修計画が変更された。支川藻川の河道改修は 1945～1955 年におおむね完了し、1962 年には猪名川本川の戸ノ内捷水路工事(本件敷地より下流)が既成している

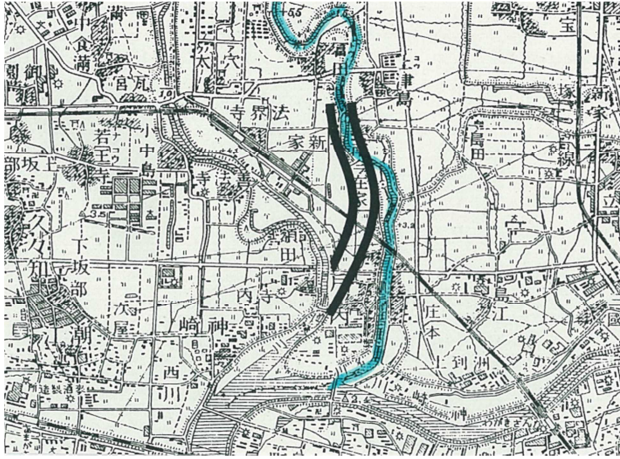


図-2 戸ノ内捷水路工事

一方の利倉捷水路工事は、新河川法が施行され、1965 年 4 月 1 日に猪名川及び藻川が国の直轄管理となった後、1965 年に着手し、1969 年に既成した。

猪名川の下流部では、幹支川の堤防が小さく、また断面も狭小であるため洪水を防御することができず、利倉地先においては、著しく狭隘な断面で蛇行しているため流水の疎通が阻害され、度々の洪水災害を被り多大の被害を受けていた。また、当該地区は沿線に集落が発達していたことや、派川も川との間の土地も狭隘な地形となっていることから、改修に際し、利倉地先で著しく蛇行している約 1.5km 間をショートカットにより整生している。

ショートカット部分は田畑が広がる平地であったが、利倉捷水路工事のため、1965 年から 1968 年にかけて、本件敷地を含めて用地買収がおこなわれた。

利倉捷水路工事と本件敷地の経緯をまとめると表-1 のとおり。

表-1 利倉捷水路工事と本件敷地の経緯

1965年 4月 1日	猪名川、藻川の直轄管理開始
1965年	利倉捷水路工事着手
1965年～1968年	本件敷地を含む利倉捷水路工事の用地買収
1967年 8月 21日	河川区域を告示 (利倉捷水路工事前の河川区域告示)
1969年	利倉捷水路工事既成
1998年 5月 29日	河川区域を告示 (利倉捷水路工事後の河川区域告示)
〃	利倉捷水路工事により不要となった敷地の廃川を公示
2005年 3月 31日	本件敷地が建設省から豊中市に譲与
2007年 2月 28日	河川占用許可を受けていた農業用排水管が 占用から除外
2014年 3月 31日	市道利倉1号線(利倉橋左岸部)の占用許可満了。 底地が豊中市のものであるため未更新

3. 用地買収を行った際の分筆状況

利倉捷水路工事の用地買収は、買収する敷地が全て河川敷地となる箇所については全筆買収をおこなっているが、堤脚付近で分筆が必要な箇所は、4筆もしくは5筆に分けて分筆している。例えば、利倉西町 98 番地の地積測量図を見ると 98 番 1 から 98 番 4 の 4 筆に、利倉西町 58 番地を見ると、58 番 1 から 58 番 5 の 5 筆に分筆している。

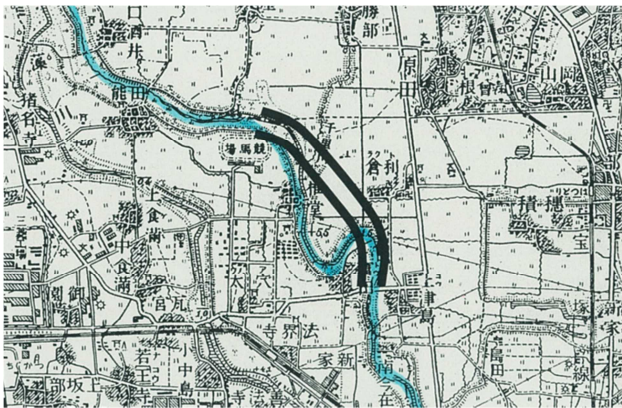


図-3 利倉捷水路工事

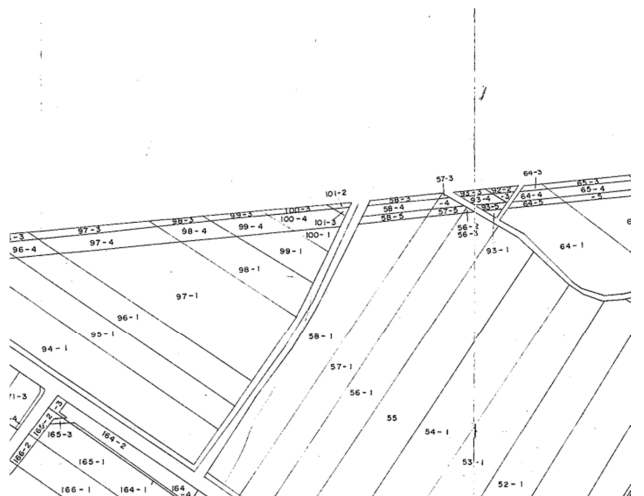


図-4 利倉西町の用地買収箇所の公図合成図の一部

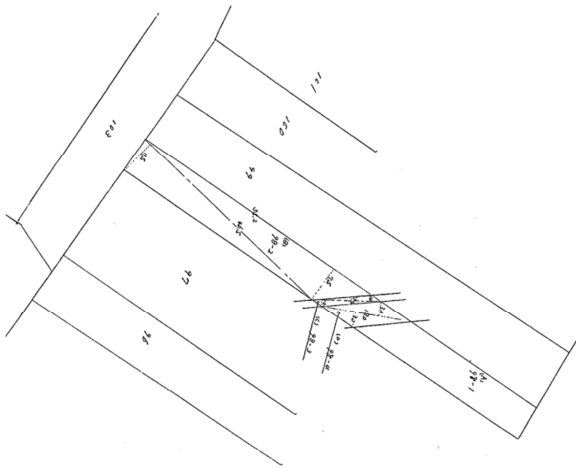


図-5 利倉西町98番地の地積測量図
(向きを公図合成図に合わせて回転)

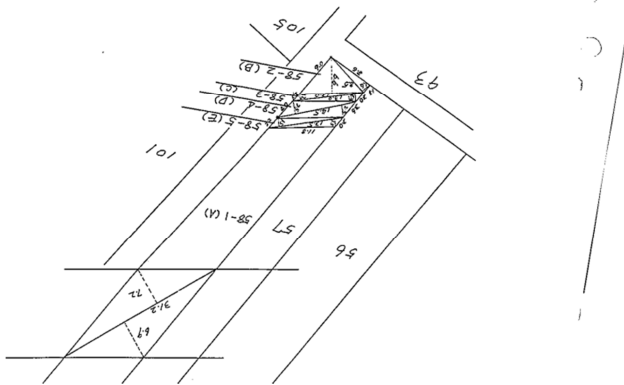


図-6 利倉西町58番地の地積測量図
(向きを公図合成図に合わせて回転)

これは、利倉捷水路工事により機能を失う市道、里道、水路を機能補償するために用地買収及び分筆したものと推測した。実際に現地を確認してみると、堤防の堤脚沿いに水路と市道が存在し、その幅を計測してみると地積測量図の分筆幅とほぼ一致することがわかった。

先ほどの地番で現地の状況をあてはめると表-2、表-3のとおりとなる。

表-2

利倉西町98番地				
地番	権原	現況	河川区域	備考
98番1	地権者	事業所(残地)	外	
98番2	建設省	堤防	内	
98番3	建設省	水路	内	平成17年に譲与
98番4	A市	道路	外	

表-3

利倉西町58番地				
地番	権原	現況	河川区域	備考
58番1	地権者	事業所(残地)	外	
58番2	建設省	堤防	内	
58番3	建設省	水路	内	平成17年に譲与
58番4	建設省	道路	外	平成17年に譲与
58番5	A市	道路	外	

4. 譲与された土地

2005年にA市が『道路法第90条第2項』及び『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』に基づいて譲与手続きをおこなった敷地は、現況が道路の敷地と水路の敷地である。

現況が道路の敷地に接している水路は道路の付帯施設として『道路法第90条第2項』に基づき、水路だけの敷地は『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』に基づき譲与手続きをおこなっている。

上記の例で示すと、98番3の水路、58番3の水路、58番4の道路について、『道路法第90条第2項』に基づき2005年3月31日付けで権原が建設省からA市に移されている。

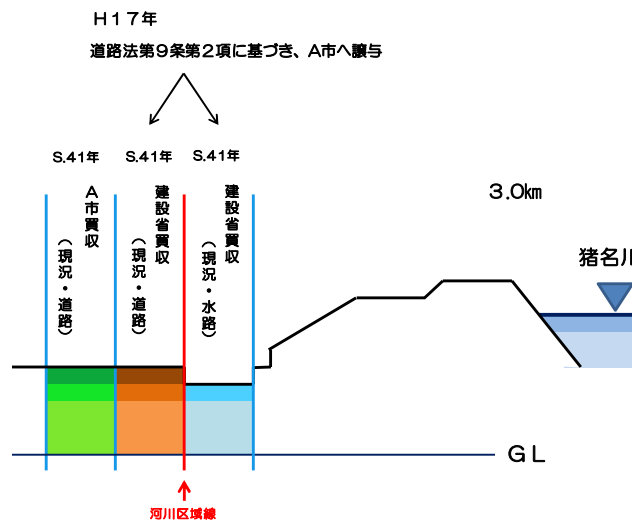


図-7 道路法第90条第2項に基づき譲与

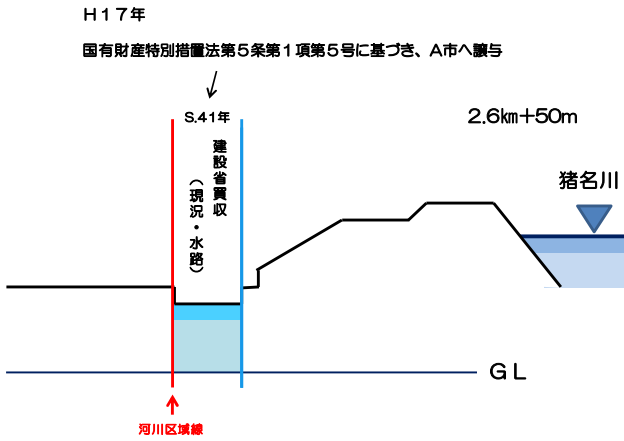


図-8 国有財産特別措置法第5条第1項第5号に基づき譲与

5. 道路法90条第2項

第90条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（以下これらを「敷地等」という。）は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

6. 国有財産特別措置法第5条第1項第5号

五 河川等（河川、湖沼その他の水流又は水面をいい、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用又は準用される河川及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）が適用される下水道を除く。以下この号において同じ。）又は道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）が適用される道路を除く。以下この号において同じ。）の用に供されている国土交通大臣の所管に属する土地（その土地の定着物を含む。）について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。

7. A市において譲与手続きが行われた経緯

譲与手続きが行われた経緯については、A市に当時の資料が残っていないため不明な点が多いが、当時の職員への聞き取りなどから、以下の説明があった。

「道路区域として必要な道路や機能のある里道・水路は、全て2005年に『道路法第90条第2項』及び『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』に基づいて譲与手続きをおこなった。その際に、当該土地が河川区域であるという認識が無く、きちんと精査されていなかったこ

とが原因と思われる。A市にも猪名川河川事務所と協議した記録がなく、機械的に処理が行われていたものと思われる。」

8. 譲与後に廃止された河川占用

本件敷地には市道利倉1号線、農業用排水路、利倉橋の河川占用許可がある。本件敷地が譲与された後、2007年に農業用排水路、排水管が河川占用から除外され、2014年3月31日で河川占用許可が切れた市道利倉1号線（利倉橋左岸部）が未更新となっている。利倉橋については、占用面積の変更等はおこなわれていない。

農業用排水路、排水管が河川占用から除外された時点で、本件敷地の譲与の事実を河川管理者も認識していたと思われるが、その当時に本件敷地の適正化にむけた取り組みは確認出来なかった。

9. 本件敷地の適正化にむけた検討

本件敷地の適正化に向けて、本局水政課やA市と打合せを重ねながら、(1)河川区域を見直すこと、(2)A市から国へ敷地の権原を戻すこと、の2案を検討した。

(1) 河川区域の見直し

本件敷地を除いた線で、新たに河川区域を引き直す。

(利点)

河川管理者だけで手続きが出来るため、他機関との調整が不要で、手続きに時間がかからない。

本件敷地に含まれる堤脚沿いの水路は、もっぱら農業用排水路として使われており、河川区域に残しておく必要性が薄い。そもそも、用地買収時点で水路部分が分筆されていたということは、水路管理者に引き渡す意図があったのではないかと推測される。

(問題点)

国が関与しない中で譲与が行われている以上、A市から国へ本件敷地を返して貰うのが原則である。

1998年に河川区域を告示した時点から条件が変わらない中で、河川区域を変更する理由が見つからない。また、当該敷地を手放すこととなった場合、そもそもその土地は不要だったのではないかと、不要な土地を買収し、各所へ過度な負担をかけていたのではないかと指摘されかねない。

(2) A市から国へ敷地の権原を戻す

『道路法第90条第2項』及び『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』の手續きに錯誤があったことを理由に譲与取消等の手續きをおこない、A市から国へ本件敷地の権原を戻す。

(利点)

本来の管理者に権原をもどすという原則に則った処理である。

原因者であるA市が手続きをおこなうため、河川管理者の手間がかからない。

(問題点)

『道路法第90条第2項』及び『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』の手続きに錯誤があったことを関係機関（大阪府、近畿財務局）に説明し、了承を得る必要がある。『国有財産特別措置法第5条第1項第5号』の取消手続きについては過去に事例があるが、『道路法第90条第2項』の取消手続きについては事例がなく、取消しが可能かどうか分からない。

譲与手続きをおこなった当時、大阪府の窓口となっていた組織がなくなっており、手続きに時間がかかる事が予想される。

検討を重ねた結果、河川区域の見直しには理由がないとの原則に立ち返り、手続きに手間と時間を要してもA市から国へ敷地の権原を戻すため、まずはA市において関係機関（大阪府、近畿財務局）と協議をおこなう事となった。

10. 本件敷地のうち河川区域外の敷地の取り扱い

本件敷地のうち、もともと権原が建設省にあったが、河川区域の外にある土地（上記事例でいえば58番4現況は市道の一部）がある。この敷地については、利倉捷水路工事において里道の機能回復のために用地買収し、道路敷としてA市に引き渡す予定の土地であったと判断し、取消手続きは不要（A市の権原のまま）とした。

11. おわりに

A市から国へ本件敷地の権原を戻す方針が決まったことから、A市において関係機関である大阪府及び近畿財務局との協議が進められ、過去に事例のなかった『道路法第90条第2項』に基づく譲与についても、錯誤による無効確認申請という形で手続きが可能と判断されたことから、現在申請手続き中である。

2016年3月に譲与の事実が判明してから現在まで1年4月を要しているが、処理の方針は決まったものの未だ申請中の状況である。敷地管理は、その処理の仕方を誤ると、関係機関との調整に多大な労力と時間を要する事となるため、これからも慎重を期して業務に当たりたい。